「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

<table>
<tr><td>不利益処分名</td><td colspan="2">堺市立さつき野コミュニティセンターの使用の許可の取消し</td></tr>
<tr><td>根拠条例等・条項</td><td colspan="2">堺市立さつき野コミュニティセンター条例第６条</td></tr>
<tr><td>所　　管　　課</td><td colspan="2">美原区役所　　企画総務課</td></tr>
<tr><td>処　分　基　準</td><td colspan="2">（根拠条文）
市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

○　条例第６条に基づき審査する。
（基準）
(1)　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
(2)　建物、附属設備、器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
(3)　専ら営利を目的として使用しようとするとき。
(4)　センターの管理上支障があると認められる政治的活動、宗教的活動その他の活動のために使用しようとするとき。
(5)　その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。
(6)　前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、使用させることが不適当であると認めるとき。
(7)　堺市立さつき野コミュニティセンター条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
(8)　使用の許可に付した条件に違反したとき。

（備考）
使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">聴聞・弁明の機会の付与の区分</td><td>聴聞又は弁明の別</td><td>・聴　聞　　[・弁　明]</td></tr>
<tr><td>（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）</td><td>ただし、行政手続条例第１３条第２項第　号に規定する「　　するとき」に該当するため、手続を省略する。</td></tr>
<tr><td>個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項</td><td></td></tr>
</table>